

宗兵券三一号

三朝町印鑑条例制定に付て

三朝町印鑑条例を次のように定める

昭和二十九年三月九日提出

三朝町長 坂 出 雅 巳



昭和二十九年三月十九日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉



三朝町印鑑条例

(目 地)

第一條 本町に本籍又は住所を有する者並に事務所又は営業所を有する法人の印鑑の確実を期するたの

本方並に三徳 小虎 旭 竹田の各支所に印鑑簿を備ふる。

(届 出)

第二條 印鑑を登録しようとする者は町長に届出なければならぬ。

第三條 印鑑の届出(改印届を含む以下同じ)は一ペ一箇に限る。但し法人の代表者又は役員等として別に

届出る場合はこの限りでない。

第四條 通称三文判又はゴム印その他照合困難と認められる印鑑の届出については受理しない。

第五條 印鑑の届出は本人が出頭してこれをしてはならない。但し未成年者又は禁治産者については

は法定代理人がこれをなす。禁治産者については法定代理人の同意を得なければならぬ。

やむを得ない事由により本人又は法定代理人が出頭できないときは書面をもつて届出することかて

きる。前項の場合に於ては本町に印鑑を登録してある成年者二人以上が本人の印鑑に相違ないこと

を保証する旨別記様式第一号の前記事項を記載し、署名捺印しなければならぬ。

第六條 法人の印鑑届は法人の登記簿の謄本を添付しなければならぬ。

但し登記簿の謄本が法人にない場合は主務官庁の證明書を添付するものとする。

法人の支店又は出張所もしくはこれに準ずるもの、届は前項に準ずる。但し支店又は出張所の代表者

であることを証する書類を呈示しなければならぬ。

第七條 印鑑の届出は口頭ですることができぬ。但し法人の届出は書面で行われなければならない。

書面とする印鑑の届出には尤の事項を記載し、届出人がこれに署名し、印鑑を押捺して提出しなければならない。

なりなり

二 届出人の本籍 住所 氏名 生年月日 届出日

三 法人の代表者又は役員等に就いては事務前又は営業前等の前在地法人の名称並にその資格を記載し本籍住所は記載しない

第八条 口頭で届出するものは書面とする届出事項を陳述しなければならぬ

この場合届出人の陳述を筆記しこれを届出人に読み聴かせ且届出人にその書面に署名させ印をあせなければならぬ但し署名することができないときは代書させることができる

前項の但書の場合にはその書面に事由を記載しなければならぬ

第九条 登録されていた印鑑を失くしたときは登録事項の変更を生じたときは直ちにその旨を届出しなければならぬ

第十条 登録されていた印鑑が毀壞又は磨滅若しくは登録事項の変更等によつて照合困難と認められるときは改訂させることができる

(改正)

第十一條 戸籍及び住民登録に関する届出等により印鑑簿に記載事項に変更を生じたときは明長はこれを更正することができる

(印鑑の廃止)

第十二條 左の各号の一到該当するに至つたときは登録された印鑑はこれを廃止したものとみなす

- 一 改印届があつたとき
- 二 届出人が本所に本籍又は住所を有しなくなつたとき
- 三 届出人が死亡又は失踪の宣告を受けたとき
- 四 法人が解散し若しくは法人代表者又は役員等がその資格を失つたとき

(印鑑の削除)

第三條 町長は印鑑の届出に於ては詐偽又は不正の事実があることを確認したときは登録事項を更正することができる

(印鑑証明)

第四條 印鑑証明は町役場に於て交付する印鑑証明用紙関係官庁の指示する様式並に別記様式二号又は請求人の所用用紙に押捺せる印鑑と印鑑簿に登録した印鑑と照合して証明するものとする

第五條 印鑑證明書の再証明はこれを行わない

(雜則)

第六條 印鑑簿は一般の肉筆に供しない。但し町長が特に必要と認めるときはこの限りでない

第七條 この条例施行に於て必要な事項は町長が別に定める

附 則

- 1 この条例は公布の日から施行する
- 2 この条例施行の際すでに届出者の印鑑は本条例により届出たものとみなす
- 3 村条例の高用に因する条例(昭和二十八年三訓前条例第五号)中印鑑条例は廃止する

別記様式第一号

印鑑届

印鑑

本籍

住所

氏名

生年月日

右印鑑と改したりので三朝町印鑑条例第五条によ

り保証人連署の上御届けます

年 月 日

右 氏 名

印

右相違をいふことを保証する

年 月 日

保証人 住所

氏 名

生年月日

印

保証人

住所

氏 名

生年月日

印

三朝町長

殿

別記様式第二号

表

印鑑

本籍

住所

年 月 日 受理

生 年 月 日

番 号

地 址

15種

3種

裏

表面。印鑑届出の印鑑と相違をいふことを証明する。

年 月 日

三朝町長

印